

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 15 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された「全国町村会総合賠償補償保険の規定の範囲内で、町が当事者である和解及び損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年 12 月 11 日に、道路河川課作業員が排水管の設置及び U 字側溝への接続工事を行っていたところ、粉塵及び U 字側溝切断部分に流入していた泥水が飛散し、当該現場付近に駐車していた車両を汚損したことについて和解し、及び損害賠償の額を決定する。

- 1 相 手 方 町内在住者
- 2 損害賠償額 3,560 円
- 3 和解の内容 損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務がないことを確認する。

令和 7 年 4 月 1 日

葉山町長 山 梨 崇 仁